

## エコカー補助制度の延長について

平成21年12月15日にエコカー補助金制度延長を含む第二次補正予算案（追加補正予算案）が閣議決定され、今般、国土交通省より追加経済対策におけるエコカー補助制度の延長についての制度概要の情報提供がありましたのでお知らせ致します。

補助金の延長は、第二次補正予算が成立した場合に正式に決定するものであり、それまでの間はあくまで見込みということになります。

### 1. 「エコカー補助金制度」の内容について

期間：現行の第一次補正予算事業を延長し、平成22年9月30日もしくは予算消化されるまでの何れか早い日まで。

補助要件：補助対象要件は基本的に変更はありません。

### 2. 事業用（緑ナンバー・黒ナンバー）補助に係る第一次補正からの継続について

第一次補正予算の範囲内では予算が不足して交付できない事業についても対応。

なお、申請受付については、二次補正予算の成立後、速やかに開始すると予定しております。

詳細については、追ってご連絡いたします。

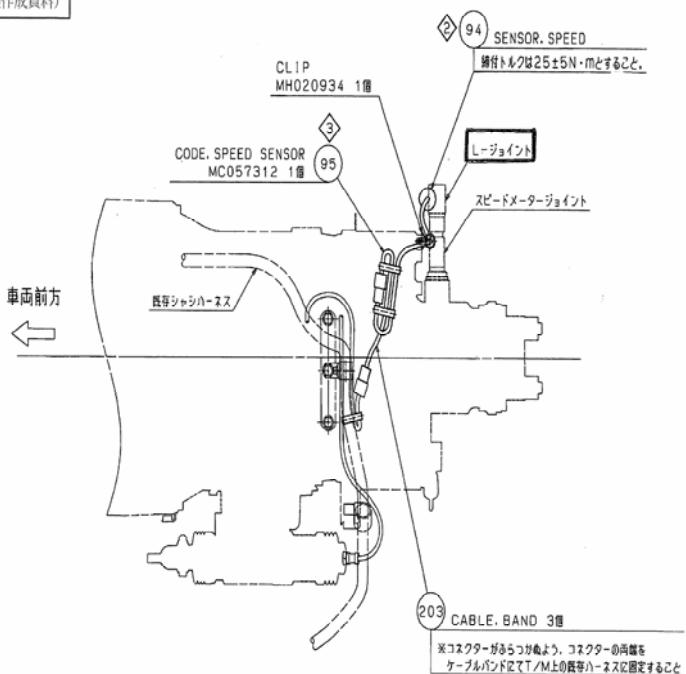
（補助制度：国土交通省自動車交通局ホームページ参照）

## 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る不適切な改変の防止について

参考（日整連作成資料）

大型貨物自動車の速度制御装置（スピードリミッター）について、車速センサーから送られる速度信号を変更する部品であるLジョイントを装着することにより、同装置の作動速度が増速側になる改変がなされ、これが道路運送車両の保安基準第8条の規定に抵触する不正改変に該当すると認められたことから、当該部品の装着を行った自動車整備事業者（ディーラー）に対し、所要の規定に基づく行政処分が行われました。

つきましては、Lジョイントの装着またはパルス整合器の調節を行う際は、速度制御装置（スピードリミッター）の機能を損なうことがないようお願いします。



マニュアルミッションの場合  
(トランスミッション上面視)

## 中小企業等に対する金融の円滑を図るための臨時措置に関する法律の施行に伴う、「条件変更対応保証制度」開始について

最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における中小企業者等の資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定等を期することを目的とした、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が平成21年12月3日に公布され、12月4日に施行されました。

これにより、中小・小規模企業の資金繰りを支援するため新たに「条件変更対応保証制度」が12月15日から開始され、これまで公的金融（（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫、信用保証協会）と取引のない中小・小規模企業者でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

なお、本制度を利用する際の具体的なケース等については、各地区の保証協会または経済産業局にお問い合わせ下さい。

※山梨県信用保証協会 甲府市飯田2-2-1

TEL 055-235-9700

中小企業の皆さんへ

経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry

中小企業庁

# 中小・小規模企業の 資金繰りを支援します！

-2009年12月15日 条件変更対応保証制度 開始！-

これまで公的金融とお取引のない方でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

制度概要

(1) 保証割合	40%
(2) 保証期間	延長含め、最長3年
(3) 保証料	2.20%
(4) 保証限度額	2億8000万円 (8000万円超の無担保保証も相談可)
(5) ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくことになります。	

本制度は、原則として（注1）、公的金融（日本公庫、商工中金、信用保証協会）を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用できないのか等、ご不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問い合わせ下さい。

（注1）公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。

（注2）本制度を利用される場合には、平成23年3月31日までにお手続きいただく必要があるのでご注意ください。

### お問い合わせ先

中小企業庁 金融課 [03-3501-6280](tel:03-3501-6280)（直）

北海道経済産業局 産業部中小企業課

[011-709-1783](tel:011-709-1783)（直）

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

[048-600-0425](tel:048-600-0425)（直）

近畿経済産業局 産業部中小企業課

[06-6966-6024](tel:06-6966-6024)（直）

四国経済産業局 産業部中小企業課

[087-811-8529](tel:087-811-8529)（直）

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

[098-866-1755](tel:098-866-1755)（直）

最寄の信用保証協会（参考：<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>）

### 最新の情報は

中小企業庁ホームページ

<http://chusho.meti.go.jp/>

モバイル中小企業庁 からもご覧になれます！

<http://chusho.mjmk.jp> QRコードからもアクセスできます！



※融資・保証については、保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。  
あらかじめご了承ください。

## 街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘要
12月14日（月） 13:30～ 16:00	県立美術館 駐車場	運輸支局 6名 独立行政法人 2名 甲府西支部 5名 振興会 2名 二輪普及協会 1名	総検査車両数 89台 不良車両数 7台 内整備命令 0台 口頭警告 7台 車検切れ 0台

※甲府西支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

## 二輪車の定義が変更になりました

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部が改正され、平成21年10月24日に施行されました。

（審査事務規程は平成21年12月2日改正）

### ◎ 二輪を有する道路運送車両の取扱いについて（細目告示第2条の2）

#### 【改正概要】

○車輪を4個有する自動車又は原動機付自転車であっても以下の全ての要件を満たすものは、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用することができることとして、細目告示第2条の2の規定中「3個の車輪を有するもの」を「3個以上の車輪を有するもの」に改めるとともに、「車輪の接地部中心点を通る直線の距離」を明確化するため「最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離」に改めます。

- ・車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
- ・同一線上の車軸における最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であるもの。※今回の改正により追加
- ・車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの

#### 【適用時期】

○施行日より適用します。

## 「下請取引の適正化」及び「下請事業者への配慮」等について

公正取引委員会及び中小企業庁から日整連を通じて当会に対し、下請代金支払遅延等防止法違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行う旨の連絡がありましたのでお知らせします。

下請法は、「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものです。公正取引委員会及び中小企業庁は、違反した親事業者に対して、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させ、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせるなど、下請法の厳格な運用に努めています。

平成20年度の減額分の返還金額が平成16年4月の改正下請法施行以降最多となるなど、依然として下請法違反行為が見受けられており、同委員会及び同庁は「より一層下請法の厳格な運用に努める」としています。

親事業者の順守すべき事項は以下のとおりです。

### 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に従い、下記事項を遵守しなければならない。

#### 1 親事業者の義務

- (1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務
- (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

#### 2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品の禁止
- (5) 買いたたきの禁止
- (6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更。やり直しの禁止

※買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説下請け法」もご参照下さい。

（公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。）

## 環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

循環型社会の構築に向け、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取組の活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取組む傘下整備事業場に対する、支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますので、お申し込み下さい。

### 『(社) 山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰推薦』

(社) 山梨県自動車整備振興会会員のうち、整備振興会会長は環境対策への取組が積極的と認められる者「環境指向型事業者」を推薦する。

1. 環境対策への取組が優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き続き基準維持事業場として環境改善に取組む者。
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 整備振興会等の定款・各種規約への遵守状況が良好な者。
5. 振興会及び支部等の諸活動に協力的な者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。
7. 表彰の推薦は、原則として毎年3月に行うものとする。

### 【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 平成22年2月19日（金）まで

2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「使用済み自動車等適正処理実施状況申告書」(P14)をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。

(指導・教育部門窓口にも用意されています。)

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰以後3年以上連続して優良な事業場は、関東運輸局長表彰に推薦いたします。

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合、自動車タイヤ販売店協会にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

6. 支局申請までの流れ

平成22年3月末

・振興会→環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会へ申請

平成22年4月中旬

・環境に優しい自動車整備関連事業場山梨県推進協議会→山梨運輸支局へ申請

平成22年4月下旬から5月上旬

・支局現地審査

※ 環境に優しい優良事業者審査基準をご参照下さい。

## 環境に優しい優良事業者審査基準

区分	項目	基準
マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	<p>1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。</p> <p>2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正。</p>
	②マニフェストを交付しているか	<p>1. マニフェストは、電子マニフェスト又はA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、紙の場合B1以下の票を、棄物処理法に基づき処分業者に交付している。</p> <p>2. マニフェストの電子管理又は交付台帳を作成している。</p>
	③マニフェストを保管しているか	<p>1. 回付されたマニフェストを5年間保管している。</p> <p>2. 5年の実績がない場合は、全て（最も古い物から最も最近の物まで）保管している。</p> <p>3. 90日以内にB2票及びD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を山梨県知事に提出している。</p>
使用済み自動車等の処理	①電子マニフェストを交付し適正処理しているか	<p>1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。</p> <p>2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。</p>
	②事前選別を実施しているか	1. 廃油、廃ラジエータ液（LLC）、燃料、廃バッテリー等を事前選別し処分業者に排出している。
	③自動車リサイクル法に基づく適正処理をしているか（フロン）	<p>1. 自動車リサイクル法に基づく引取・回収事業者の登録をしている。</p> <p>2. 使用済み自動車から回収したフロンを自動車リサイクル法に基づくフロン回収システムで破壊処理している。また、整備車両から回収したフロンも適正に処理をしている。</p>
廃部品等の処理	④フロン回収実績表を作成し回収・破壊の把握をしているか	1. フロンの回収実績表を作成し、回収・破壊の把握をしている。
	⑤自動車リサイクル法に関し、適切な情報提供をしているか	1. 使用者に、自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報を提供している。
	⑥エアバッグを適正処理しているか	1. 自動車リサイクル法に基づく解体業者の登録をしており、使用済み自動車等のエアバッグを適正処理している。又は、自動車リサイクル法に基づく解体業者に引き渡している。
廃部品等の処理	①マニフェストを交付し適正処理しているか	1. 廃部品等（廃油、廃ラジエータ液（LLC）、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、マニフェストを交付している。
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	<p>1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等により地下浸透防止対策を施している。</p> <p>2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流出防止対策を施している。</p>
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	<p>1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。</p> <p>2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。</p>
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	1. タイヤ販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	1. 自動車電装品販売店等で構成される適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	1. 塗料からシンナーを除去する装置を保有し適正に処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。

	<p>①自動洗車機の設置届出をしているか</p> <p>②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか</p> <p>③塗装ブースの設置届出をしているか</p> <p>④汚泥の処理についてマニフェストを交付しているか</p>	<p>1. 山梨県知事に届出している。 2. 公共下水道に排水する場合は、公共下水道管理者に届出している。</p> <p>1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村に届出している。</p> <p>1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。 2. 集塵装置等が設置されている。</p> <p>1. 廃棄物処理法に基づき処分業者と個別に委託契約している。</p>
環境保全の向上	⑤作業場、駐車場にオイルがこぼれていなか	1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液(LLC)の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。 2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていないか	1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽の清掃を定期的に実施し、オイル等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出している。
	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
	①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について、新部品を使用した時との価格差を含め情報を提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	④リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
リサイクル部品の活用	⑤リサイクル部品を積極的に使用しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。

## 使用済み自動車等適正処理実施状況申告書

実施年月日	平成 年 月 日から平成 年 月 日
団体名	
事業場名	
所在地	
環境統括責任者名	

区分	項目	実施状況	
マニフェスト	① 収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者との契約状況	契約有	契約無
	②マニフェスト交付及び交付台帳作成による管理状況	実施	未実施
	③マニフェストの保管状況	保管有	保管無
使用済み自動車等の処理	①マニフェストの交付による処理状況	交付	未交付
	②事前選別の実施状況（廃油、LLC、燃料等）	実施	未実施
	③フロンの適正処理状況 (フロン回収機の保有状況)	実施 有・無	未実施
	④フロン回収実績表の作成及び回収量（台数）の把握状況	作成	未作成
	⑤自動車リサイクル法の趣旨、リサイクル料金等に関する情報提供の実施状況	提供	未提供
	⑥エアバッグの処理状況	実施	未実施
廃部品等の処理	①廃部品等の処理状況	実施	未実施
	②産業廃棄物の種類毎の分別保管の実施状況	実施	未実施
	③保管場所の有害物質の流出防止対策の実施状況	実施	未実施
	④保管場所にはその旨の明示、責任者及び廃棄物の種類の掲示状況	実施	未実施
	⑤廃タイヤの適正回収ルート等による処理状況	実施	未実施
	⑥廃バッテリーの適正回収ルート等による処理状況	実施	未実施
	⑦廃塗料適正回収ルート等による処理状況 (シンナー除去装置の保有状況)	実施 有・無	未実施

区分	項目	実施状況	
環境保全 の向上	①自動洗車機の設置状況 設置の場合、山梨県知事及び公共下水道管理者への届出状況	有・無 届出有	届出無
	②出力が7.5キロワット以上のコンプレッサーの設置状況 設置の場合、市町村への届出状況	有・無 届出有	届出無
	③塗装ブースの設置状況 設置の場合、有機溶剤設置の届出状況	有・無 届出有	届出無
	設置の場合、集塵装置の設置状況	設置有	設置無
	④汚泥処理についての収集運搬業者と委託契約している	契約有	契約無
	⑤作業場等に廃油、LLC等が飛散等による土壤汚染はない	ない	ある
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れていない	ない	ある
	⑦敷地内に廃棄物、使用済み自動車、廃タイヤ等の放置がない	ない	ある
	⑧作業所、事務所の整理整頓等を定期的に実施している	している	していない
	⑨浄化槽（油水分離槽含む）の清掃を定期的に実施している	している	していない
	⑩一般廃棄物を適正に処理している	している	していない
	⑪ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却処分とせず適正に処理している	している	していない
リサイクル部品の活用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供している	している	していない
	②リサイクル部品取扱い可能な旨の掲示がある	ある	ない
	③リサイクル部品の入手ルートを確保している	している	していない
	④リサイクル部品について保証期間を明示している	している	していない
	⑤リサイクル部品を積極的に使用している	している	していない

申告書のとおり実施しています。

平成 年 月 日 代表者

印

## 経営委員会が開催されました

- ◇日 時 平成21年12月4日（金）14：00～
- ◇出席者 清水委員長、渡辺副委員長、五味（公）委員、麻川委員、稻葉委員、保坂委員、高部委員、大村委員、堀田委員、五味（信）委員
- ◇会議事項
- （1）平成22年度山梨県自動車納税通知書封筒の裏面広告について
    - ・22年度自動車納税通知書封筒の裏面広告応募。
  - （2）入庫促進、来店頻度向上マニュアル今後の展開について
  - （3）点検整備推進イベントについて（22年度）
  - （4）報告事項
    - ・点検整備推進イベント実施報告（21年度）
  - （5）その他

## 平成21年度整備主任者（技術）研修の開催について

平成21年度の標記研修を次により開催致します。  
なお、各事業場には事前に通知しますので必ず受講されますよう、お願い致します。

- ◇ 研修対象者 各事業場で選任されている整備主任者（**1事業場1名以上**）
- ◇ 研修場所 振興会教室・実習場
- ◇ 研修担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 （学科）①新機構・新装置について  
(実習) ①電子制御式ブレーキ及びボディー電装品の構造・機能と故障診断
- ◇ 受 講 料 6,500円（学科編、実習編テキスト代を含む）  
※研修資料については、1名1セット購入となりますが、同一事業所で複数の整備主任者が受講する場合は、資料を持参すれば受講料4,500円（資料代除く）で受講することができます。
- ◇ 研修時間 受付 9:00～ 9:30  
研修 9:30～17:00
- ◇ 研修日程 下表を参照して下さい。

回数	月 日	曜日	該当支部	受講 予定 者数	担当		
					実技	学科 (小型)	学科 (大型)
11	1月14日	木	二輪		二輪	二輪	
12	1月21日	木	南巨摩南 日下部	40	ダイハツ	ダイハツ	三菱ふそう
13	2月12日	金	韭崎 東八(2)	45	トヨタ	トヨタ	日産ディーゼル
14	2月18日	木	その他	20	三菱	三菱	日野

## 平成21年度第2回自動車整備技能登録試験が実施されます

標記試験が次のとおり実施されます。登録試験申請用紙は教育課に用意してありますので、必要事項等記入の上、教育課へ受付期間中にお申込下さい。

### ◇実施種目

	学科（筆記）試験	学科（口述）試験	実技試験
試験の種類	一級小型	一級小型	一級小型
	二級ガソリン		
	二級ジーゼル		
	二級シャシ		
	三級シャシ		
	三級ガソリン		
	三級ジーゼル		
	三級二輪		
	電気装置		
	自動車車体		
受付期間	平成22年1月18日（月）～1月22日（金）		
試験日	平成22年3月21日（日）	平成22年5月9日（日）	平成22年8月22日（日）
試験会場	振興会研修センター	東京（予定）	東京（予定）

※口述試験（一級のみ）は学科（筆記）試験合格者が対象。

※実技試験（一級のみ）は学科（口述）試験合格者が対象。

### ◇受験資格 1級受験者は2級整備士（2級シャシを除く）合格後3年以上の実務経験者

2級受験者は3級整備士合格後3年以上の実務経験者

3級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

注) 実務経験の短縮 2級 大学機械科卒業者 1.5年

高校機械科卒業者 2.0年

3級 大学・高校機械科卒業者 0.5年

### ◇申込時に持参するもの

①登録試験申請書（教育課窓口にあります）

②受験手数料（用紙代等を含む）

	学科試験	実技試験
1級受験者	6,400円	12,200円
1級以外の受験者	4,400円	12,200円

※学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科合格後実技試験の受験手数料を納付。

③受験資格を証明する証書・証明書

- ・1級受験者は2級整備士の合格証書
- ・2級受験者は3級整備士の合格証書
- ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は修了証書等

④写真1枚（縦6cm×横4.5cm）

⑤印鑑

⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

1級受験者・・・4枚 1級以外の受験者・・・2枚

※学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科合格後に実技試験用案内はがき2枚を別途提出。

## 自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成21年度第2回自動車整備士技能登録試験（平成22年3月21日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行いますので、受講をお勧めします。

◇ 種　　目　　2級ガソリン自動車　　3級自動車ガソリン・エンジン

◇ 研修日

第1日	3月 9日（火）	9:00～16:00
第2日	3月 11日（木）	10:00～16:00
第3日	3月 12日（金）	9:00～16:00

◇ 講習内容　　過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習

◇ 使用教材　　当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等

※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

◆ 2級ガソリン自動車

☞ 2級ガソリン・エンジン編 2級シャシ編 法令教材

◆ 3級自動車ガソリン・エンジン

☞ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

◇ 受講料　　2級、3級・・・15,000円（資料代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

◇ 受付期間　　1月18月（月）～1月29日（金）

◇ 申込方法　　申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp/index2.html>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

## 第17回全日本自動車整備技能競技大会 講評と競技問題

第17回全日本自動車整備技能競技大会の競技問題等が公表されましたので、石田大会審査委員長の競技結果講評も含め、会員の皆様方にご報告いたします。なお、「基礎作業」「測定作業」「アドバイザー競技」についての解答は未公表です。

### 石田富男大会審査委員長の競技結果講評

「アドバイザー・実技競技のいずれにおいても成績は拮抗していた。皆様が日頃の研鑽努力の成果を遺憾なく発揮した証拠でもある。今後とも、知識と技術にますます磨きをかけていただくとともに、自信と誇りを持って後輩にこの大会で感じた緊張感と感動を伝えていただき、後に続く優秀な人材の育成に努めていただきたい。」

(JASPA1月号 16ページ参照)

### アドバイザー競技審査項目について

① お客様応対力について、わかりやすく気遣いのできる対応ができるか？

【順序立てた説明や専門用語の不使用など“伝える力の学習努力”が見受けられた】



第17回 全日本自動車整備技能競技大会 整備技術アドバイザー競技問題			
競技時間: 10分			
チ ーム 名	選 手 氏 名	※ 総 得 点	
整備技術アドバイザー競技問題			
<p>前日に「ハンドルが重いので直して欲しい。」と整備依頼の電話があり、本日、お客様が来店されました。整備技術アドバイザーとして、受付、問診及び診断(簡易)の業務で適切な対応を行なさい。</p> <p>また、気づいた点があれば、お客様にアドバイスしなさい。</p> <p>なお、お客様及び車は次に示す状況を想定しています。</p> <p>【お車に関する情報】</p> <p>①初度登録年月: 平成17年11月 ②有効期間の満了する日: 平成22年11月21日 ③エンジン: 電子制御式ガソリン・エンジン(1498cc) ④駆動方式: 前輪駆動(F F) ⑤トランスミッション: オートマティック・トランスミッション(5速) ⑥機械装置: 油圧式パワー・ステアリング ⑦空調装置: オート・エアコン ⑧走行距離: 60,000km</p> <p>【お客様に関する情報】</p> <p>①性別: 男性 ②年齢: 55歳 ③運転歴: 35年 ④趣味: 休日のドライブ ⑤その他: 車は通勤で使用。他に奥様がハイブリッド自動車(昨年新車で購入)を所有。 今年4月に現住所に転居。</p> <p>【その他の設定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>入庫形態は、一般整備とします。</li><li>お客様との面識は、電話での対応だけで初対面とします。</li><li>整備カルテの作成は、前日、既に済ませています。</li><li>実車は使用しないこととします。</li></ul> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>競技問題用紙に記入されているチーム名及び選手氏名、並びに整備カルテに記入されているチーム名を確認すること。</li><li>※印のある総得点欄には、何も記入しないこと。</li><li>診断(簡易)内容及び依頼事項を「整備カルテ」に記入すること。</li><li>競技中に審査員から指示を受けた場合は、その指示に従うこと。</li><li>競技が完了した選手は、速やかに競技問題用紙、整備カルテ及び熟読検討用メモを担当審査員に提出して、所定の場所にて待機すること。</li></ol>			



② 受付・問診・診断について適切にお客様の要望に関する情報を入手し、的確な分析による診断ができるか？

【車両不具合の現象把握・発生状況・発生頻度を確実に入手できたものの、問診状況を整理しながら的確な問診が実施できるかという面では、総じて今一歩】

③ 環境問題に焦点を当て、お客様からの質問に的確に答えることができるか？

【自動車重量税の減税・免税については、日頃の成果が見事に反映され、大変優秀な解答が頂けた】



### 実技競技審査項目について

① 確実な作業をするための基礎技術が備わっているか？

【点検項目は要点を確実にマスターしており、総じて良い成績だったが、測定作業については、成績が低かったのが気になる】



第17回 全日本自動車整備技能競技大会 実技競技問題					
21. 11. 21					
競技時間：70分					
チ ーム 番 号	チ ーム 名	チ ーム 番 号	チ ーム 名	氏 名	※ 総得 点
実車競技問題					
<p>この競技車両を下記の事項を留意の上、お客様の満足度を高めるために、車両の安全確保と気配りを欠かさず、日常点検及び1年定期点検整備を別紙「定期点検用点検整備記録簿」を主体に実施し、併せて故障箇所を整備しなさい。</p> <p>なお、競技車両は次に示す車両状態を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>競技車両は、新車から4年(走行距離48,000km)を経過していて、1年前(走行距離30,000km)に2年点検を実施しています。</li><li>競技車両には、エンジン・ルーム内及びシャシ・ボデー関係に不具合があります。</li></ul> <p>☆エンジン不調の場合、他の競技项目的実施が困難になるため、エンジンの不具合を優先して整備しなさい。また、エンジンの故障探求では外部診断器を活用して診断しなさい。</p>					
<p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>実技競技問題用紙の該当する欄に、チーム番号(車両番号に同じ)、チーム名及び選手氏名を記入すること。</li><li>※印のある総得点欄等には、何も記入しないこと。</li><li>日常点検及び1年定期点検整備の結果を「定期点検用点検整備記録簿」に記入すること。</li><li>1年定期点検整備項目では、「定期点検用点検整備記録簿」に記載している通りに行い、——線の項目削除の印がある箇所の点検整備作業は省略する。</li><li>点検の結果、故障箇所を発見したときには、故障箇所(部品名)及び故障の状態を、必ず「故障内容報告書」に必要事項を記入して審査員に報告し、審査員の指示に従い作業を行うこと。</li><li>ただし、1枚の報告書に記載できる故障箇所(部品名)、故障の状態は一種類とする。</li><li>審査員から申告処置の指示を受けた場合、「定期点検用点検整備記録簿」には整備の実施が推定される内容を記入すること。</li><li>測定値報告書には、測定項目に指定された測定数値を記入すること。</li><li>競技中に審査員から競技に際し指示を受けた場合は、その指示に従うこと。</li><li>競技車両の走行テストは省略する。</li><li>オートマティック・トランスミッション・オイル量の点検については、必ず、Pレンジで点検すること。</li><li>競技作業が完了したチームは、速やかに審査員に競技完了を報告し、実技競技問題用紙を担当審査員に提出して、その場にて待機すること。</li></ol>					
<p>【厳守事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>危険回避のため、車両は定置状態又はジャッキ・アップ状態を問わず、エンジン運転中は、オートマティック・トランスミッションのシフト・レバーを絶対にPレンジから作動させないこと。</li><li>点検作業のうち、ECU端子箇所での電圧点検等は行わないこと。</li></ul>					



② 確実な原因追求と的確な故障診断を遂行する技術が備わっているか？

【エンジン関係の診断について、警告灯の確認・スキャンツールの使用方法・サーキットスタッフによる原因の確定・部品の交換と交換後の機能点検の確実性を審査したが、総じて2～3箇所ほど抜けがあったように感じた】



③ 安全に対する心構えと安全作業が励行されているか？

【連携し声を掛け合いながらテキパキと安全に配慮しながら順序よく作業が遂行できていた】



第17回全日本自動車整備技能競技大会	
故障設定問題一覧	
I. エンジン・ルーム部門故障部品の設定項目	
問題1	スタートは回るがエンジンが掛からない
問題2	電子制御回路系統
問題3	エア・クリーナ
問題4	ドライブ・ベルト
II. シャシ・ボディ部門故障部品の設定項目	
問題1	テール／ストップ・ランプ・ソケット
問題2	エキゾースト・パイプ・マウント・ラバー
問題3	ライセンス・ランプ・カバー
問題4	ブレーキ・ホース固定用クリップ

--	--

### 基礎作業競技

【問題】  
台上にあるクラッチ・ディスクについて、次の問い合わせの測定・点検を実施しなさい。

問1. クラッチ・ディスク(フェーシング)の厚さ及び摩耗について、台上にあるノギスを使用して測定をしなさい。ただし、測定は黄色いマーキングの範囲内で行うこと。

測定項目	測定値
(1) 厚さ	mm
(2) 摩耗(リベット頭の沈み量)	mm

問2. クラッチ・ディスクを目視にて点検し、不具合がある場合には、不具合内容及び車両に装着した場合に考えられる主な不具合現象について記入しなさい。

不具合内容	不具合現象

### 測定作業競技

【問題】  
次の項目について測定し、測定値を記入しなさい。ただし、基準値から外れている又は限度値を超えている場合、点検・調整を行う必要はありません。

測定項目	測定値
(1) ブレーキ・ペダルの遊び	mm
(2) ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間	mm
(3) パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	ノッチ
(4) フロント・ブレーキ・パッドの厚さ ※測定は左の外側のみ	mm
(5) リヤ・ライニングの厚さ ※測定は左のリヤ(トレーリング)側のみ	mm
(6) タイヤの溝の深さ ※測定は右のリヤ側のみ	mm

大会の成績は、先月お知らせの通りです。会員の皆様、応援ありがとうございました。